

## 情報

個人事業主、法人の皆さまへ

## 令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出について

令和4年度（令和3年分）の給与支払報告書の提出をお願いします。

■提出期限 1月31日(月)

■提出時の本人確認（法人の場合は不要です）

個人事業主の場合は提出時①、②のいずれかが必要

①マイナンバーカード

②通知カード（氏名と住所が住民票と一致しているもの）、またはマイナンバー入り住民票と運転免許証などの身分証明書（被保険者証など顔写真がないものは2点）

窓口を持参 ①②いずれかを提示

郵送 ①②いずれかの写しを添付

■eLTAX（地方税ポータルシステム）をご活用ください

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うことができるシステムです。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



▲詳細はこちら

■特別徴収について

給与所得者に係る市・県民税の納付は原則として特別徴収（給与からの天引き）です。次に該当しない人は、「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収」と記載がある場合でも、市・県民税は特別徴収となります。

▶A:受給者総人員数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2人以下▶B:他の事業所で特別徴収されていることになっている乙欄該当者▶C:給与支払報告書(個人別明細書)記載の支払金額が96万5,000円以下※ただし、途中入社の場合は支払月数で除した金額が8万円以下とする▶D:給与からの毎月の天引きが出来ない(給与の支払が毎月ではない・毎月の給与から税額を引けない)▶E:普通徴収を希望する事業専従者▶F:退職者・退職予定者(令和4年5月末日まで)

問課税課 ☎983・2626

## 情報

日本年金機構からお知らせが届きます

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20～60歳の方は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

20歳になった人には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。（仕事をしていて勤務先の厚生年金、共済年金に加入している人を除く。）

20歳になってからおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や保険料の納付免除・猶予制度と学生納付特例制度の申請書などが送付されます。

※2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」などが届かない場合は、国民年金加入手続きが必要のため、市役所または日本年金機構三島年金事務所 で手続きをしてください。

■次の①②に該当する人は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

① 20歳直前で海外出国した人

→「国民年金加入のお知らせ」が届いた人は、日本年金機構三島年金事務所へご連絡ください。

② 20歳になったときに、配偶者（厚生年金・共済年金に加入している人）の扶養となっている人

→配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■年金手帳について

別途送付されます。

※厚生年金保険の被保険者だった人、共済年金に加入していた人などを除く

※令和4年4月2日以降に20歳になった人から、新たに「基礎年金番号通知書」に変更される予定です。

問日本年金機構三島年金事務所 ☎973・1166

問保険年金課 ☎983・2606

情報

災害時にご自分の力で避難できますか？

ひなんこうどうようしえんしゃ  
「避難行動要支援者」名簿の登録調査にご協力を

市は、災害時に自力で避難することが困難で、家族による支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

名簿は要支援者の安否確認、避難誘導などの支援体制づくりに活用されます。災害時には近隣住民の助け合いが最も有効です。名簿の整備にご協力をお願いします。

対象（在宅で生活し①～⑦のいずれかに該当する人）

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1～2級
- ③精神障害保健福祉手帳1～2級
- ④療育手帳A判定
- ⑤難病患者
- ⑥80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯
- ⑦自治会が支援の必要ありと認めている

**名簿記載内容** 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、自治会・町内会名、組・班、避難支援を必要とする理由

**提供先** 地元自治会・町内会、自主防災組織、地域の民生委員、避難支援者（隣近所で支援する人）などへ

平常時から名簿（同意した人のみ掲載）を提供

■名簿への掲載に同意を

対象者のうち現在、同意していない人には2月中旬から同意確認の通知を送付しますので、ご回答ください。

■災害に備えて

- ▶要支援者は名簿に掲載されたことにより災害時に必ず助けてもらえるというものではありません。
- ▶避難支援を行う人は、避難支援を行うことに法的な責任や義務はありません。できる範囲で活動します。
- ▶災害対策基本法が改正され、要支援者ごとに「避難支援を行う人」や「避難先」等の情報を記載した「個別支援計画」の作成が市の努力義務とされました。

☎福祉総務課 ☎ 983・2610

情報

三島成人式記念駅伝大会開催における

長伏公園付近の交通規制・観戦のお知らせ（1月9日）

■交通規制について

三島成人式記念駅伝大会当日、コース周辺およびコース上で交通規制が実施されます。迂回などご協力をお願いします。

時 1月9日(日) 午前9時30分スタート

全面通行止め区間 午前9時～正午

コース 長伏グラウンド⇄狩野川河川敷（折り返し）

■観戦希望の方へ

一般の方の駐車場はございませんのでご了承ください。感染状況によっては、無観客とさせていただく場合があります。来場前に必ずホームページを確認してからお越しいただくようお願いします。

☎スポーツ推進課 ☎ 987・7571



▲詳細はこちら

